

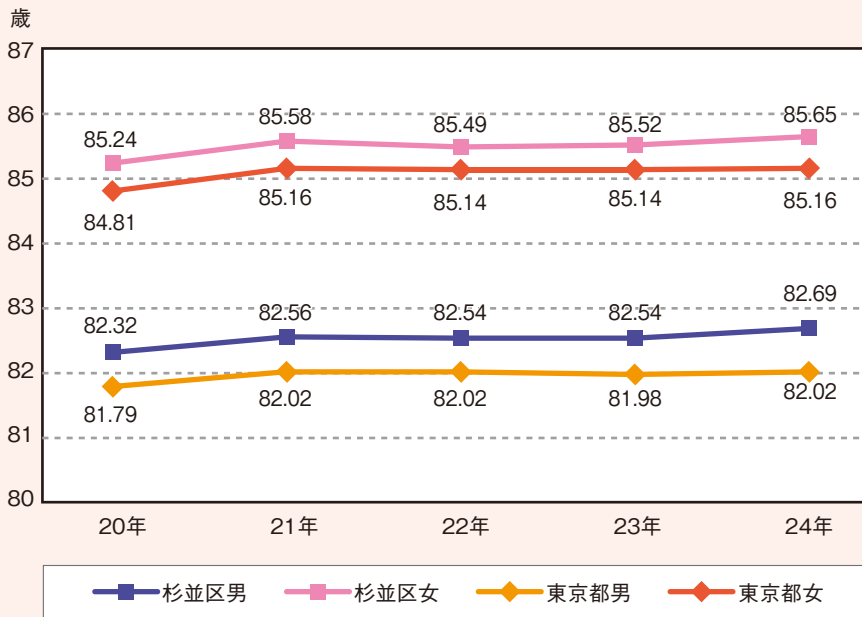
目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 11 いきいきと暮らせる健康づくり

現状と課題

- 生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{*1}」に基づき、区民や関係団体等との協働により、健康づくりを推進していく必要があります。
- がん、糖尿病などの生活習慣病については、発症予防、早期発見、早期治療の取組を引き続き進めるとともに、重症化予防等の視点から、健診等のデータを活用した取組を進めていく必要があります。
- うつ病など心の病が増えており、精神疾患への理解や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を一層推進するとともに、心の健康相談の充実が必要となっています。

65歳健康寿命の推移



計画最終年度(33年度)の目標

- 区民や事業者などが協働・連携し、誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- がん、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、糖尿病有病者・予備群及びがんによる死亡率が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、介護認定を受ける年齢が上がっています。

^{*1} 杉並区健康づくり推進条例…健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
65歳健康寿命※2	男性 82.5歳 女性 85.5歳 (23年)	男性 82.7歳 女性 85.7歳 (24年)	男性 83歳 女性 86歳	男性 83歳 女性 86歳	男性 84歳 女性 87歳	65歳の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)※3の該当者とその予備群の割合※D	男性 40.6% 女性 11.3%	男性 39.2% 女性 11.2%	男性 40% 女性 11%	18%	15.6%	特定健康診査時の内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の数÷特定健康診査受診者数
がんの75歳未満年齢調整死亡率※E	男性 97.5 女性 66.9 (23年)	男性 102.1 女性 65.0 (24年)	—	男性 94.8 女性 52.9	男性 92.1 女性 51.4	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年モデル人口)で補正して算出(人口10万対)

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値 ※C…『総合計画』最終年度の目標値

※D…第二期特定健康診査等実施計画との整合を図り、指標を一本化した。

※E…国・都の目標と整合を図り、75歳未満とした。

目標を実現するための主な取組

○ 区民健康づくりの推進 **重点**

・生涯にわたって健康な生活を送り健康寿命の延伸を図るため、区民、事業者、関係団体及び区が、協働して健康づくりを実施しやすい環境を整備し、区民が継続的に健康づくりに取り組めるよう支援を充実します。

○ 生活習慣病予防対策の推進

・健康的な生活習慣が実践できるよう普及啓発事業を再構築するとともに、健診データ等の分析に基づき、特に糖尿病に重点をおいた生活習慣病予防対策を推進し、区民の健康増進及び医療費の適正化を目指します。

○ がん対策の推進 **重点**

・がん予防に関する知識の普及啓発、がん検診の推進、がん患者と家族への支援など、総合的にがん対策を推進します。

○ 「心の健康づくり」の推進

・うつ病対策等の精神保健の取組に加え、自殺防止にも寄与するよう、講演会や心の健康相談の内容を充実し実施するとともに、連絡会の設置や相談体制の整備をします。



胃がん検診の様子

※2 65歳健康寿命… 65歳以上の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの(東京都保健所長会方式による算出方法)

※3 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)…内臓脂肪型肥満(内臓に脂肪が蓄積したもの)に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせた状態

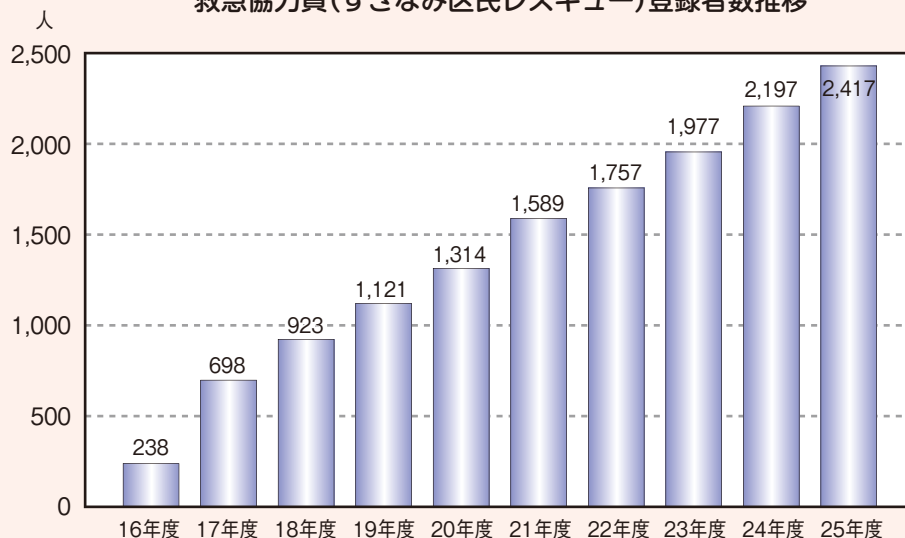
目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策12 地域医療体制の充実

現状と課題

- 医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制を確保するとともに、災害時などに医療を受けられるよう区内の医療機関との連携・協力体制の構築を進めています。また、AED(自動体外式除細動器)*1の区施設への設置や救急協力員(すぎなみ区民レスキュー*2)の養成により、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。
- 在宅で安心して生活できるよう医療法や介護保険法の改正を踏まえ、地域における医療と介護の連携を更に推進していく必要があります。
- 新型インフルエンザ等*3の新たな感染症に備え、新たに策定した行動計画に基づく防疫体制の整備や区民への周知啓発を行う必要があります。

救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数推移



計画最終年度(33年度)の目標

- 夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されているとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。
- 緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。
- 高齢者等が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。

*1 AED(自動体外式除細動器)…心室細動(心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態)の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器

*2 すぎなみ区民レスキュー…地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得し、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民

*3 新型インフルエンザ等…感染症法に規定される新型インフルエンザ等感染症及び新感染症で、誰もが抵抗力(免疫)を持っていないため、いったん発生すると、大流行(パンデミック)になるおそれがある。健康被害ばかりでなく、社会経済活動にも多く影響を及ぼすことが心配されている

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	59.6%	70.8%	65%	75%	80%	区民意向調査による
救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	2,197人	2,417人	2,600人	3,200人	4,000人	
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	70.3%	71.3%	—	75%	80%	要介護3以上(在宅サービス受給者)÷(介護サービス受給者 1号被保険者のみ) ※介護保険事業状況報告年計

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示
 ※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値 ※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

○ 救急医療体制の充実

- ・医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制の確保により、区民の急病時の不安の解消を図ります。また、救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の養成等の応急手当の普及啓発活動やAEDの配備により、初期救急対応力の向上を図ります。

○ 災害時医療体制の充実 **重点**

- ・災害時に、区民が適時適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携して災害時医療体制の充実を図ります。

○ 在宅医療体制の充実 **重点**

- ・高齢者等が安心して在宅医療を受けられるよう、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、医療・福祉の専門職による相談の実施や後方支援病床を提供している協力病院との連携を強化します。

○ 感染症対策の推進

- ・新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生・流行に備え、医療機関等との連携を図るとともに、区民に適切な情報を提供し、区民一人ひとりが実践できる感染予防策の普及啓発を行うなど、総合的な対策を推進します。



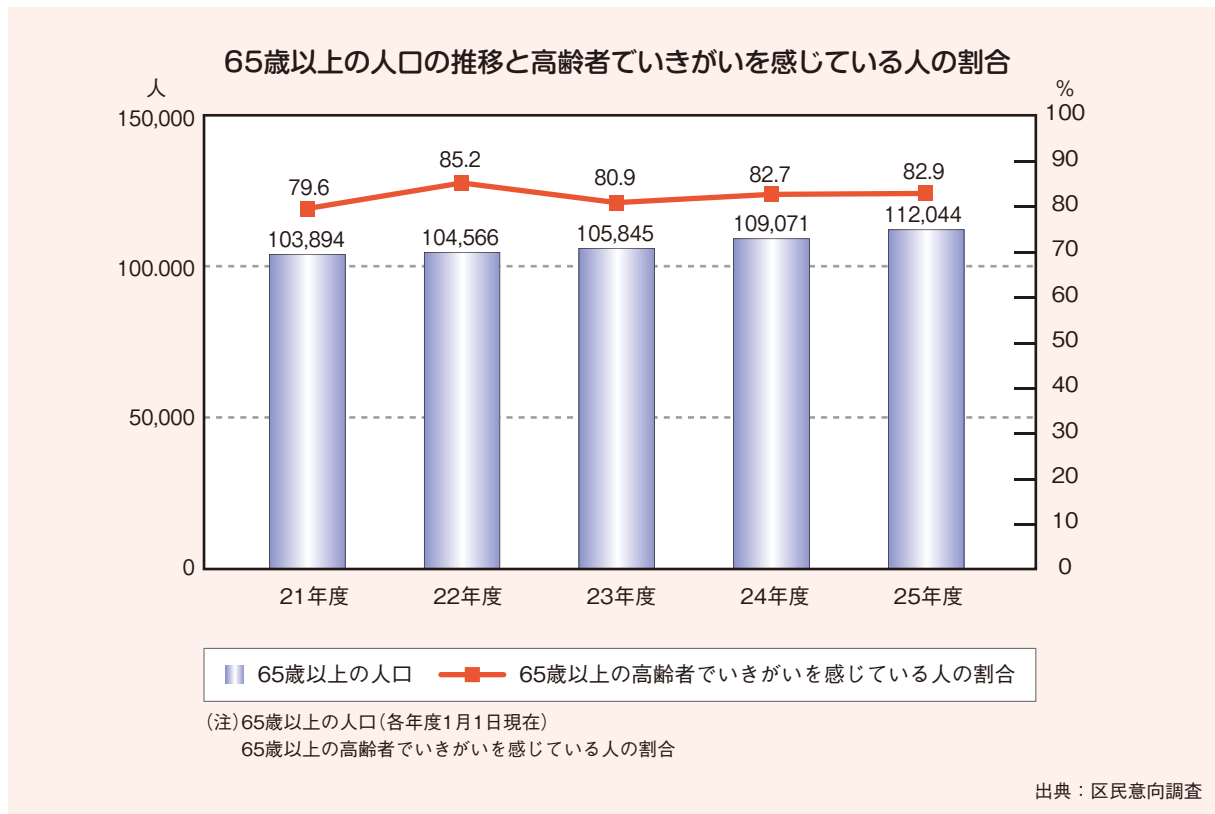
医療救護訓練の様子

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策13 高齢者の社会参加の支援

現状と課題

- 平成21年度から開始した、高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業^{※1}」の活動参加者数は年々増加し、主体的で多様な地域活動が行われています。
- 社会奉仕活動・相互の支えあい活動(友愛活動)・健康増進活動・いきがい活動を行ういきいきクラブ^{※2}の活動の支援を通じて、地域の支えあいを更に進めていく必要があります。
- 今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が地域の中で互いに支えあいながらいきいきと活動できる環境や就労できる環境を整えていく必要があります。



計画最終年度(33年度)の目標

- 高齢者が同じ趣味や関心、地域での活動などを通して、様々な区民とつながり、支えあいながらいきいきと生活しています。
- 高齢者が自らの知識や経験を活かし、就労や地域貢献活動などにより社会参加しています。

※1 長寿応援ポイント事業…区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支えあいを応援する仕組み

※2 いきいきクラブ…概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
65歳以上の高齢者でいきがいを感している人の割合	82.7%	82.9%	81%	90%	95%	区民意向調査による
地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合	38.3%	39.0%	35%	45%	50%	区民意向調査による

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「ー」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値

※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

○ 高齢者のいきがい活動の推進

- ・ 様々な社会参加を推進するために、情報提供、個別相談や技術の習得講座などを実施するとともに、いきいきクラブの活性化に向けて支援をしていきます。

○ 長寿応援ポイント事業の推進 **重点**

- ・ 長寿応援ポイント事業を通して、高齢者がボランティアや健康づくりなどの活動に参加することにより自らが元気になるとともに、お互いが支えあう地域づくりを進めます。



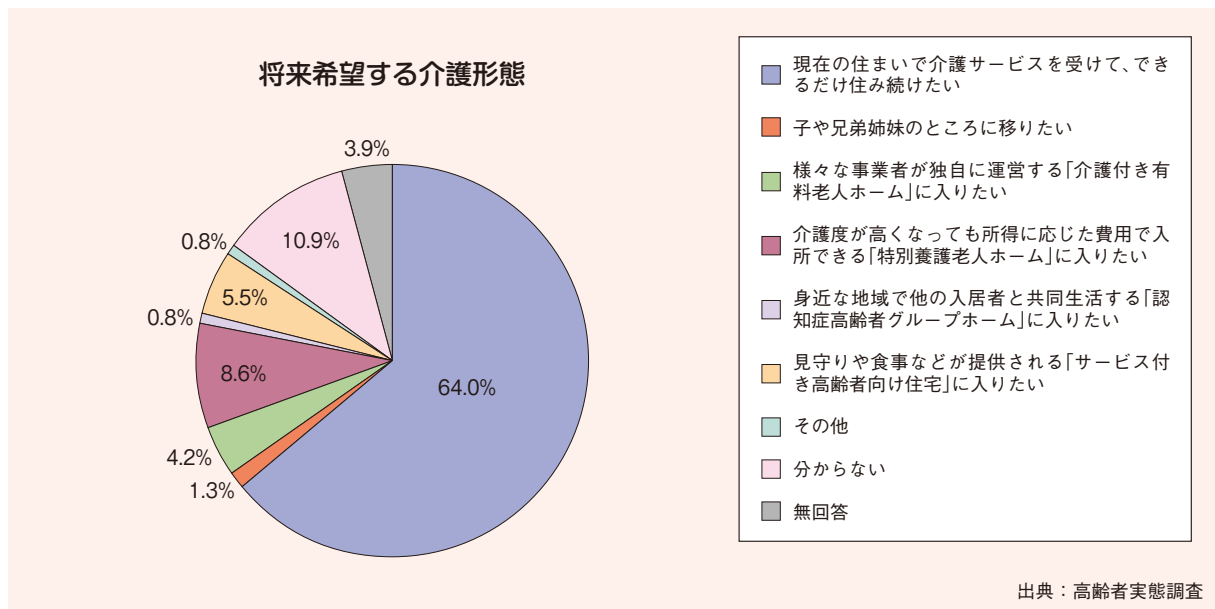
長寿応援ポイント事業の地域貢献活動の様子

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

現状と課題

- 高齢化が急速に進む中、区内の高齢者の6割以上が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。
- 高齢者が在宅で安心して生活できるために、医療と介護をはじめとする日常生活を支援する様々なサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム^{*1}」の構築が必要です。
- 認知症高齢者の徘徊による行方不明等や、認知症への理解不足による高齢者虐待等が増加しており、認知症に対する社会の理解を更に広めるとともに、早期発見・早期診断を実施し、適切に医療・介護につなげる体制づくりが急務です。



計画最終年度(33年度)の目標

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。
- 介護保険制度をはじめとした公的サービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。
- 早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。

^{*1} 地域包括ケアシステム…高齢者等が、暮らしやすい住まいで医療・介護サービスや生活支援サービスを一体的に受けられ、住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしい生活を続けることができる仕組み

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	70.3%	71.3%	—	75%	80%	要介護3以上(在宅サービス受給者)÷(介護サービス受給者 1号被保険者のみ)※介護保険事業状況報告年計
在宅介護を続けていけるとする介護者の割合	79.1%	73.0%	80%	83%	85%	区民意向調査による

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値

※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

○ 地域包括支援センター※2の機能強化 **重点**

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターに「地域包括ケア推進員」を配置し、医療と介護の連携や今後増加が予想される認知症高齢者・家族への支援体制を推進します。

○ 認知症対策の充実 **重点**

- ・認知症の早期発見・早期対応のため、相談体制の充実と対応困難な認知症高齢者への訪問支援など、医療機関と連携して治療につなげます。また、認知症の治療や介護サービスの流れを明らかにした認知症ケアパス※3等を作成します。さらには地域の人たちと協働して認知症への理解や地域で支援する体制を充実します。

○ (仮称)天沼三丁目複合施設の整備 **重点**

- ・国との財産交換により取得予定の荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地の用地を活用し、医療・看護の提供機能を持った特別養護老人ホームと地域包括ケアのバックアップ機能、生活相談、就労・自立支援機能を持つ複合施設を整備します。これにより、若者や現役世代も含め、誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点として、区民福祉の向上を図ります。



※2 地域包括支援センター…保健師や看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置された高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止等の総合的な相談・支援の窓口

※3 認知症ケアパス…認知症の初期段階から生活機能障害の進行に併せて、いつ、どこで、どのような医療・介護や生活支援サービスを利用できるのか流れを示したもの

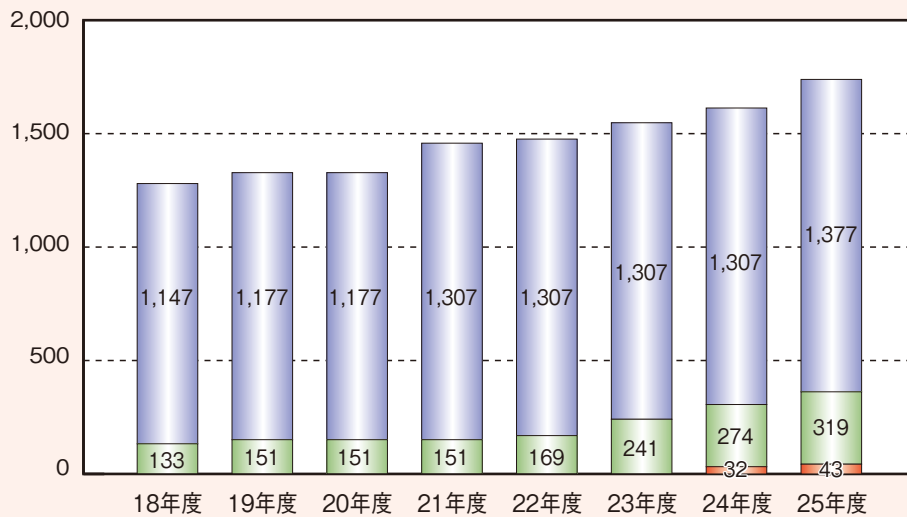
目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

現状と課題

- 高齢化が急速に進む中、今後一層、要介護高齢者が増加し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増えることが予想されます。
- 介護が必要となり自宅での生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム*1等の施設整備を着実に進めていく必要があります。
- 高齢者が在宅で安心して生活ができるよう支援を充実するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいを確保していくことが必要です。

主な介護施設等の定員



■ 特別養護老人ホーム確保定員(人) ■ 認知症高齢者グループホーム定員(人) ■ ケア付き住まい確保戸数(戸)

計画最終年度(33年度)の目標

- 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。
- 多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。

*1 認知症高齢者グループホーム…認知症の方が、家庭的な環境の中で、一人ひとりの能力を活かし、少人数(5人から9人)で、必要な援助を受けながら共同生活を送る施設

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
特別養護老人ホーム確保定員	1,307人	1,377人	1,607人	1,925人	2,307人	杉並区民が優先的に入所可能な定員数
認知症高齢者グループホーム定員	274人	319人	—	528人	672人	区内の定員数
ケア付き住まい確保戸数	32戸	43戸	—	343戸	500戸	※ケア付き住まい＝サービス付き高齢者向け住宅・都市型軽費老人ホーム

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値

※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

- 特別養護老人ホーム等の整備 **重点**
 - ・ 公有地、民有地の活用や建設助成を行うなどにより、引き続き、在宅生活を支えるショートステイを含め特別養護老人ホームの整備を進めます。さらに、南伊豆町との連携による特別養護老人ホーム整備を踏まえた区域外整備※2の拡大及び小規模特養の区内整備及び介護老人保健施設※3について整備を検討します。
- 認知症高齢者グループホーム等の整備 **重点**
 - ・ 認知症の方が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を行うグループホーム及び在宅生活を支援する通い、泊まり、訪問の機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業所※4の整備を、公有地、民有地の活用や建設助成を行うなどにより推進します。
- ケア付き住まい※5の整備
 - ・ 虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅※6や都市型軽費老人ホーム※7をはじめ多様な住まいの整備を促進します。

※2 (特別養護老人ホームの)区域外整備…用地の確保が困難な都市部において、他の自治体に整備する特別養護老人ホーム

※3 介護老人保健施設…病状が安定している方に、医学的管理のもと、介護・看護・リハビリを一体的に提供し、家庭への復帰を支援する施設

※4 小規模多機能型居宅介護事業所…介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができるよう、状態や必要に応じて「通い」を中心とした短期間の「泊まり」、自宅への「訪問」を組み合わせ提供する在宅介護サービス

※5 ケア付き住まい…見守りや生活支援が必要な高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者向け住宅及び都市型軽費老人ホームのこと

※6 サービス付き高齢者向け住宅…住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーなど高齢者にふさわしい設備が整い、安否確認や日中の生活相談など安心できる見守りサービスを備えた住宅

※7 都市型軽費老人ホーム…身体機能の低下等により自立した日常生活に不安がある低所得高齢者に、食事の提供、見守り、生活支援サービスを実施する、地価の高い都市部の実情に配慮した、設備・人員基準が緩和された軽費老人ホーム

目標4 健康長寿と支えあいのまち

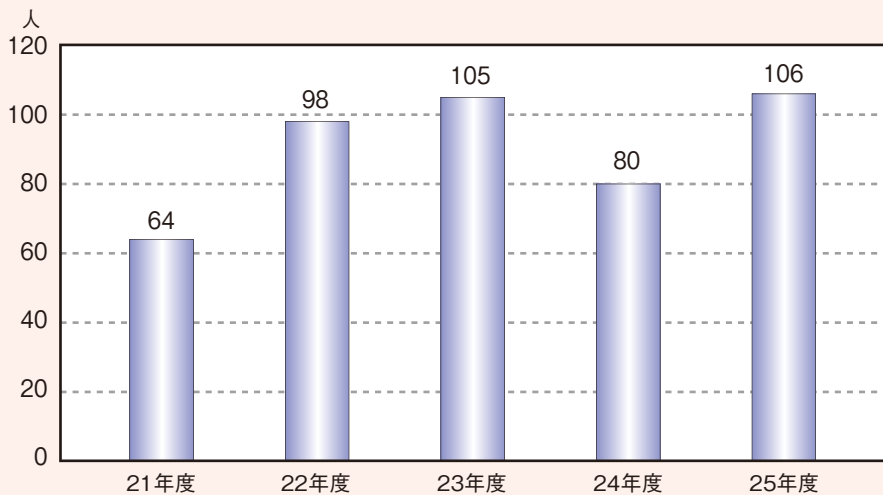
**施策
16**

障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 障害者総合支援法の理念である「障害者の社会参加の機会の確保」に基づき、今後も、障害者が社会で活躍できる場や機会の更なる充実を図ることが必要です。
- 障害者通所施設の利用者数が増加し、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでおり、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。
- 移動支援事業(ガイドヘルパー)*1の利用拡大により、障害者が様々な活動に参加する機会が増えており、今後は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を拡大することで、更に社会参加を進めていくことが必要です。

新規就労者数の推移



計画最終年度(33年度)の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えていきます。

*1 移動支援事業(ガイドヘルパー)…屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
年間新規就労者数	80人	106人	110人	115人	120人	民間作業所・障害者雇用支援事業団 ^{※2} 、特別支援学校から就労した人数(年間)
重度障害者施設の利用者数	176人	176人	—	220人	238人	重度障害者施設の利用者数(累計)
移動支援事業利用者数	695人	752人	—	1,030人	1,300人	各年度における移動支援事業の利用者数

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値 ※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

○ 重度障害者通所施設の整備 **重点**

- ・ 障害者が安全で安心して充実した日々を送れるよう、重度障害者や特別支援学校^{※3}の卒業予定者数の実態等を踏まえ施設整備を行い、日中活動の場を確保します。また、医療的ケアの必要な利用者の増加への対応を検討します。

○ 障害者の就労支援の充実 **重点**

- ・ 障害者本人への就労相談、様々な就労体験の場の提供、定着支援などの取組や身近な地域での働く場の確保や受入れ企業への支援を実施します。また、地域の障害者施設の通所者への工賃アップの支援を実施します。

○ 障害者の社会参加支援の充実

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、障害者スポーツの普及・振興策を新たに検討・実施します。また、障害者の外出時の付き添いガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施し、障害者の余暇活動、社会活動への参加を支援します。



区役所ロビーで行われた障害者施設による品物フェア

※2 障害者雇用支援事業団…企業への就職を希望する障害のある方を対象に、実習や見学などの準備訓練、定着支援、企業開拓、啓発など就労全般の支援をハローワークと連携して行う公益財団法人

※3 特別支援学校…幼稚園、小・中・高等学校に準ずる教育を受けることができ、自立を図るために必要な知識技能を取得することを目的とする障害者等を対象とした学校

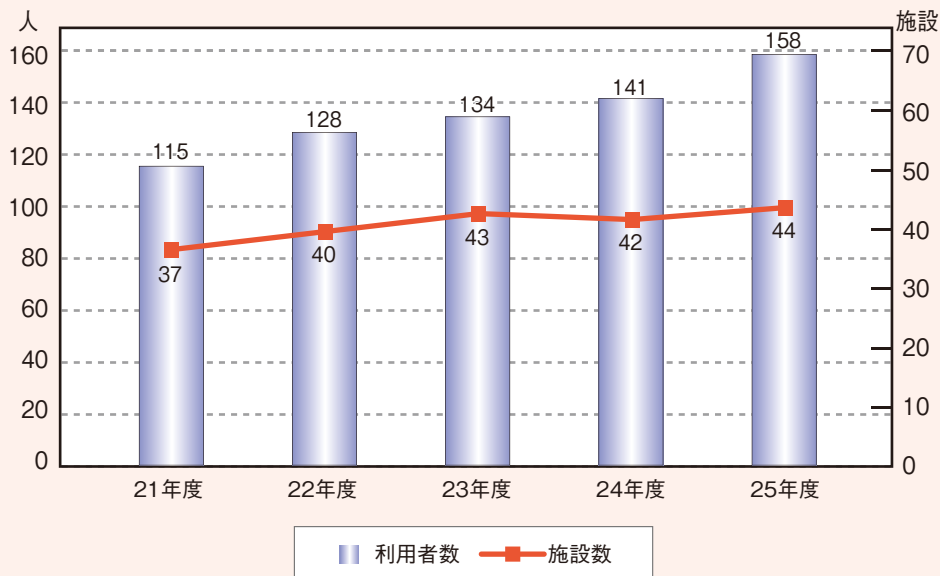
目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策17 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 平成25年4月施行の障害者総合支援法、平成25年6月成立の障害者差別解消法、平成26年1月に批准した「障害者権利条約^{*1}」の理念に基づき、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けて、障害者の地域生活支援や人権に配慮した権利擁護施策、虐待防止の取組の更なる推進が必要です。
- 障害者が身近な地域で、安心して快適に生活できるよう、障害種別や程度にかかわらず相談支援や質の高い在宅生活支援が受けられる体制の充実及び住まいの確保が必要です。

グループホーム利用者数



計画最終年度(33年度)の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

^{*1} 障害者権利条約…第61回国連総会で採択された障害者の尊厳と権利を保障する人権条約(「障害の権利に関する条約」)のこと。国は平成26年1月に批准をした

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
グループホーム※2利用者数	141人	158人	180人	217人	245人	杉並区内グループホームの利用者数
障害者地域相談支援センター※3相談件数	—	22,000件	—	23,000件	24,000件	障害者地域相談支援センター3所分(平成25年度開設)

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値

※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

○ 障害者の相談支援の充実

- ・ 障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用して充実した生活が送れるよう、地域相談支援センター(すまいる)等の相談支援機能や関係機関とのネットワークを強化します。また、精神科病院に長期に入院している方等の地域移行支援を進めます。

○ 障害者のグループホーム・入所施設の整備 **重点**

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、区有地の活用など様々な手法により社会福祉法人等と連携してグループホーム等を整備します。

○ 障害者の権利擁護の推進

- ・ 障害者の権利擁護の更なる理解を区民、関係者に広めるとともに、「障害者権利条約」の理念を普及するための方策を具体化していきます。また、障害者及び養護者への相談・支援体制の充実や、通報・相談の迅速な対応など障害者虐待防止の取組を推進します。



重度知的障害者グループホーム「らいむ松庵」

※2 グループホーム…障害者が共同生活を営むための住まいの場であり、夜間・休日を過ごすための食事、排泄、入浴等の援助が受けられるサービス(共同生活援助)のこと

※3 障害者地域相談支援センター…障害者(児)の地域での相談の場として社会福祉士や精神保健福祉士、看護師などの職員が、障害種別にかかわらず生活全般の相談に応じる相談支援機関のことで区内に3か所(狹窪・高円寺・高井戸)に設置している

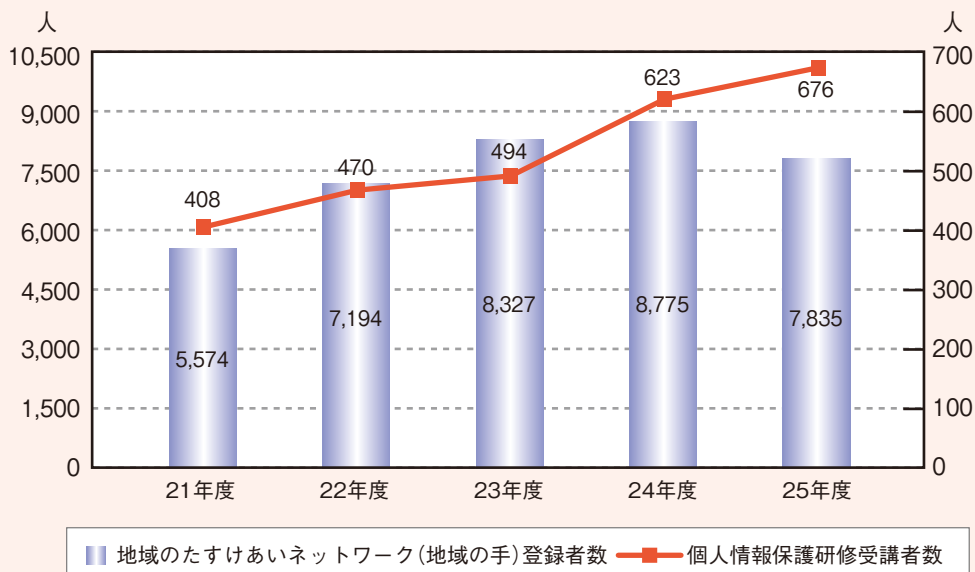
目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策18 地域福祉の充実

現状と課題

- 地域での人間関係が希薄になっている中、今後更に進展する少子高齢社会に向け、災害時要配慮者^{*1}支援の仕組みを、平常時からの地域での互助・共助の仕組みにつなげていくことが必要です。
- 生活に困窮している現役世代が増えており、生活保護に至る前の段階で相談支援や就労準備訓練等の適切な支援策を講じていく必要があります。
- 高齢化の進展により、単身高齢者、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの周知を更に進め、利用を促進する必要があります。

「個人情報保護研修受講者数」及び
「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者」の推移



※個人情報保護研修を受講することで、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の登録台帳の取扱いが可能となることから、受講者数の増加は、平常時からの地域の互助・共助の仕組みにつながります。

計画最終年度(33年度)の目標

- 災害時の支援の仕組みを通じて、平常時の緩やかな見守りや支えあいが地域で行われ、すべての人が安心して生活しています。
- 就労相談・訓練等の必要な支援が行われ、稼働年齢層の方が、生活が困窮することなく自立した生活を送っています。
- 高齢や障害により判断能力が十分でなくても、生活支援や権利擁護により、住み慣れた地域で安心して生活しています。

^{*1} 災害時要配慮者…発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等のこと

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	これまでの実績			目標値 ※B	目標値 ※C	指標の説明・計算式
	H24	H25	H26(目標) ※A	H29	H33	
地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者数	8,775人	7,835人	—	12,500人	16,500人	
生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数	—	—	—	100人	150人	年間の就労自立者数 (平成27年度事業開始)
後見制度利用手続き支援件数	860件	904件	—	1,200件	1,300件	

※A…改定前の『実行計画(平成24～26年度)』における目標値。今回、新たに設定した指標は「—」で表示

※B…『実行計画(平成27～29年度)』最終年度の目標値

※C…『総合計画』最終年度の目標値

目標を実現するための主な取組

- 生活困窮者やひきこもり等の若者の支援の充実 **重点**
 - ・生活困窮者や、ひきこもり・ニート等の将来生活困窮者となるリスクのある者を対象に、自立相談支援事業を核として家計相談や学習支援を実施するとともに、関係機関と連携した就労準備支援などにより、生活保護に至る前の段階から伴走型自立支援を行います。
- 災害時要配慮者支援の充実 **重点**
 - ・「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)^{※2}」への登録を促進するとともに、避難生活で特に支援が必要な要配慮者の避難場所となる専門性の高い支援を行う福祉救援所^{※3}の設置を進めます。また、GIS(地理空間情報システム)を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、災害発生時に要配慮者の安否を迅速に確認します。
- 権利擁護事業の利用促進
 - ・高齢や障害により判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らし続けられるように成年後見センター^{※4}の運営支援や成年後見制度の活用を促進するとともに、社会福祉協議会の「あんしんサポート事業^{※5}」の支援を行います。

※2 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) …要介護状態にある方や自力避難が困難な方などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめに登録し、災害発生時に地域の方々による安否確認や避難支援に役立てるための制度

※3 福祉救援所…特別な介護を必要とし、第二次救援所では生活が困難な要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行う施設

※4 成年後見センター…権利擁護や成年後見制度についての相談や周知、後見申立て手続き支援、後見人サポート、関係機関のネットワークの形成などを行う成年後見制度の推進機関

※5 あんしんサポート事業…杉並区社会福祉協議会が実施する、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者・精神障害者等を対象に福祉サービスの利用手続き支援、日常的な金銭管理、通帳の預かりなどのサービスを行う日常生活自立支援事業